

中間前金払に関するQ & A

令和7年7月1日

※ このQ & Aは山形県における中間前金払の取扱いを示すものです。細部は他の発注機関の取扱いと異なることがありますので、御注意下さい。

Q 1 中間前金払とはどのようなものですか？

A 1 建設工事において、請負代金額の10分の4以内の前金払の請求ができることになっていますが、施工の中間時期にさらに10分の2までを追加して支払う前金払のことを中間前金払といいます。

Q 2 中間前金払の対象工事は何ですか？

A 2 中間前金払の対象工事は、約款により契約締結した建設工事（請負代金額が200万円を超えるもの）ですが、前払金を受領していることが必要になります。

Q 3 中間前金払のメリットは何ですか？

A 3 部分払では出来高検査が必要であるのに対し、中間前金払の認定は書面による審査のみであり、大幅に簡素化されています。

単年度の工事では部分払はほとんど活用されていないのが実態ですが、中間前金払を選択すれば、簡単な手続で速やかに代金の一部支払いを受けることが可能になりますし、出来高検査による現場の一時的な停止もありません。

Q 4 中間前払金を請求できる条件は何ですか？

A 4 前払金の支払いを受けた後、次の要件のすべてを満たしていることが必要です。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

Q 5 工事の出来高が予定を下回っていますが、中間前払金の請求はできますか？

A 5 A 4 の支払条件を満たしていれば、請求ができます。

Q 6 中間前金払の認定に必要な書類は何ですか？

A 6 「中間前金払認定請求書」及び「工事履行報告書」を発注者に提出する必要があります。

ただし、「工事履行報告書」は月報を標準としているため、例月の提出及び監督職員による確認がなされていない工事については、「工事履行報告書」に加えて「概算出来高金額及び数量を記入した積算内訳書（任意様式）」により確認することとする。

中間前金払制度では検査はありませんので、工事検査関係書類の提出は不要です。

Q 7 中間前払金の支払いまでの期間はどの程度かかりますか？

A 7 発注者は、中間前金払認定請求書の提出があってから原則 7 日以内に判断し、認定したときは中間前金払認定調書により通知します。

その後、保証事業会社の発行する「中間前払金保証証書」を添付の上、中間前払金の請求書を提出しますと、その日より 14 日以内に支払いをすることになっています。

Q 8 請負契約が変更（増額・減額）された場合の中間前払金はどのようにになりますか？

A 8 中間前払金の割合は、請求前に契約変更された場合、変更後請負代金額の 10 分の 2 以内であり、かつ受領済みの前払金との合計が変更後請負代金額の 10 分の 6 を超えることはできません。

中間前金払を選択している契約について請負代金額に増減があった場合は、変更契約書に「支払条件の変更について」（様式第 2 号の 2）を添付してください。

（１）増額変更の場合

「変更後の請負代金額×60%－受領済みの前払金＞変更後の請負代金額×20%」なので、「変更後の請負代金額×20%」が中間前払金の額となります。

（例）請負代金額 1,000 万円、増額変更 200 万円、前払金 400 万円

$12,000,000\text{円} \times 60\% - 4,000,000\text{円} > 12,000,000\text{円} \times 20\%$

→ 中間前払金請求可能額：2,400,000 円

(2) 減額変更の場合

「変更後の請負代金額×60%－受領済みの前払金<変更後の請負代金額×20%」なので、
「変更後の請負代金額×60%－受領済みの前払金」が中間前払金の額となります。

(例) 請負代金額 1,000万円、減額変更 200万円、前払金 400万円
 $8,000,000円 \times 60\% - 4,000,000円 < 8,000,000円 \times 20\%$
 → 中間前払金請求可能額：800,000円

Q 9 契約変更により工期が延長になった場合、要件にある「工期の2分の1」はどうなりますか？

A 9 契約変更後の延長された工期の2分の1とします。

Q 10 中間前金払と部分払の関係はどうなりますか？

A 10 - 1

中間前金払と部分払は選択制になりますが、中間前金払のメリットが大きいことから、中間前金払を選択できる工事では中間前金払の選択をお勧めしています。

なお、部分払（中間前金払）を選択した場合でも、部分払（中間前金払）を請求する前であれば中間前金払（部分払）に選択を変更することができます。選択を変更する場合は、受注者からの申し出に基づき契約変更手続を行うこととなります。

A 10 - 2（約款第43条 部分払いの特則）

債務負担行為に係る工事については、中間前金払を選択した場合であっても部分払を請求することができます。

請求可能額 ≤ 部分払金の額 ≤ **A**

$$A = \text{①} - \text{②} - \text{③}$$

① 請負代金相当額 × 9/10

② (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額)

③ [請負代金相当額 - (前会計年度までの出来高予定額 + 出来高超過額)] × $\frac{\text{当該会計年度の前払金額} + \text{当該会計年度の中間前払金額}}{\text{当該会計年度の出来高予定額}}$